

千葉市議会議長 宇留間又衛門様
各会派幹事長様

2013年6月26日

調査特別委員会への参加について

市民ネットワーク
山田京子 湯浅美和子

議長はじめ各会派幹事長の皆さまがたの、千葉市政ならびに議会運営へのご尽力に対しまして、心よりの敬意を表するものです。

これまでの2年間にわたる「議会のあり方検討委員会」では、多様な角度からの議会改革への話し合いが行われ、まさに熟議をつくすというプロセスが取られたことにつきまして、議会の一員としてかかわらせていただき、貴重な経験をする事が出来たことを感謝しております。

その経験を通しましても、議会の役割は何か、その権能をどう生かすのかは、市民からの負託を受けた議員一人ひとりがしっかりと考えていかねばならない課題だと改めて感じました。

さて、千葉市議会におきましては、議案などを専門的、能率的に審査する常設機関として、常任委員会が設けられ議員は必ずいずれか1つの委員会に所属しています。会派構成に関わらず、議員には常任委員会に参加する権利が与えられています。

一方、議会が必要と認めるときには、その都度特別委員会を設けて、調査または審査をすることができるとされています。特別委員会に参加できる委員構成は、概ね議会運営委員会の会派構成とすることが、幹事長会議で決定されてきました。

議会運営委員会は、議会の運営が円滑に行われるよう、議会の運営に関する問題について協議する機関として設けられ、千葉市議会の場合、定数は13人となっており、非交渉会派を除く会派構成で人数が割り当てられています。

議会運営に関する協議は、これまでの慣例や状況を鑑み、議会内で多数を占める交渉会派で行うことに一定の理解をもつものですが、特別委員会は市政に関する特に必要とされる問題を調査・審査する機関であり、議会運営委員会とはその機能が異なっています。その構成が、概ね議会運営委員会の会派構成による、とされていることには違和感を覚えるものです。

これまでも申し上げてきたように前期の幹事長会議においては、より多くの議員の多様な意見を求めていくことの必要性から非交渉会派の参加を認めてきたところです。今後も何らかの形で、54分の1の議員の発言の権利が保障され、交渉会派でなくとも特別委員会に参加し、市政・市議会の発展に寄与すべく活動したいと思ひ、参加を認めていただきたく要望するものです。

議長および各会派幹事長におかれましては、趣旨をご理解いただき、お取り計らい下さいますようお願いいたします。